



平成 27 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 アヲハタ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野澤 栄一  
(コード番号 2830 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役経営本部長 矢萩 直秀  
T E L ( 0 8 4 6 ) 2 6 - 0 1 1 1

## 決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 1 月下旬に開催予定の第 67 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更をおこなうことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の目的

当社の事業年度は「毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで」と定めておりますが、親会社であるキューピー株式会社と同じ「毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日まで」に統一し、より効率的な事業運営を図るものです。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 10 月 31 日

変更後：毎年 11 月 30 日

決算期変更の経過期間となる第 68 期は、平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの 13 か月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

第 68 期の業績予想につきましては、平成 27 年 12 月 10 日開示予定の平成 27 年 10 月期決算短信にて公表する予定です。

#### 4. 定款変更の目的・内容

##### ①定款変更の目的

決算期変更に伴い、現行定款第 12 条、第 13 条、第 35 条および第 36 条に所要の変更をおこなうものであります。また、第 68 期事業年度は平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの 13 か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

##### ②定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

5. 日程

第 67 回定時株主総会開催日：平成 28 年 1 月下旬（予定）

定款変更の効力発生日：同上

以上

別紙 定款変更案

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>1</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10 月 31 日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 <u>11 月 1 日</u>から<u>翌年 10 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第 36 条 当社は、株主総会の決議により、毎年 <u>10 月 31 日</u>現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>4 月 30 日</u>現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>新設</p>	<p>(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>2</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>11 月 30 日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 <u>12 月 1 日</u>から<u>翌年 11 月 30 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第 36 条 当社は、株主総会の決議により、毎年 <u>11 月 30 日</u>現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>5 月 31 日</u>現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則 第 1 条 第 35 条の規定に関わらず、第 68 期事業年度は、平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までとする。なお、本附則第 1 条は、平成 28 年 11 月 30 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</p>